



◆ 国際協力・研究推進にかかわる業務体制の強化について

(一財) 気象業務支援センターでは、1994 年（平成 6）年 3 月の設立以来、気象業務法による指定・登録法人として、「情報提供業務」、「気象予報士試験」、「気象測器検定」等、気象庁及び民間における気象業務を支援するための業務の実施を中核として対応して参りました。

その間、2002（平成 14）年には、開発途上国の気象機関等への支援業務を強化するため、財団法人の根本規則である「寄附行為（現在の一般財団法人としての「定款」）」を改定し「国際協力業務」を明示的に位置付け今日に至りました。これにより、現在、(独) 国際協力機構（JICA）や気象庁の協力を頂きつつ、ベトナム、ミャンマー、フィリピン等における気象監視予測、インドネシアにおける気候監視及び地震津波監視、バヌアツにおける地震津波監視等を対象として、各国気象機関の能力向上・強化に向け多くのプロジェクトを推進しています。

さらに、2017（平成 29）年には、気象研究所・大学等と連携した地球環境・気候研究推進業務に着手しました。さらに、今年度（2020（令和 2））年度には、気象防災関連の文部科学省によるプロジェクト“「富岳」成果創出加速プログラム（防災・減災に資する新時代の大アンサンブル気象・大気環境予測）」における気象研究所と連携した研究推進業務が新たに加わりました。

図 1 （一財）気象業務支援センター26 年の歴史

このような業務展開を組織体制や定款に位置づけるため、2020（令和 2）年 4 月 1 日には、「振興部」から国際関係の事業を独立させ「振興事業部」と「国際事業部」の 2 部とし、研究推進部門を「研究推進部」（「地球環境・気候研究推進室」を「第一研究推進室」、気象防災関係を「第二研究推進室」とする。）とし、さらに、2020（令和 2）年 6 月には定時評議員会において定款を一部改定し「気象研究の推進に関する事務」として位置づけました。

(一財) 気象業務支援センターとしては、新たな業務体制のもと、引き続き、気象業務法による指定・登録業務を中核としつつ、国際協力・研究推進等の分野においても国内外の関係機関と連携・協力しつつ支援・貢献することとしています。

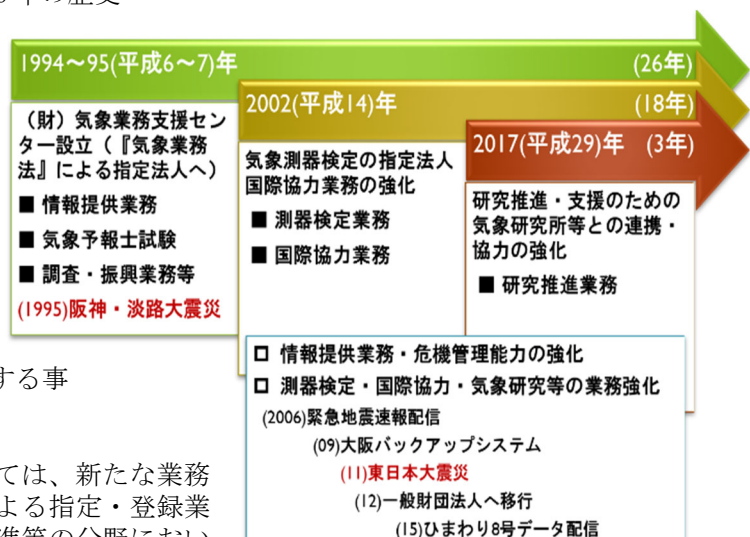


図 2（一財）気象業務支援センターの組織
(2020(令和 2) 年 4 月現在、1994(平成 6) 年 3 月設立)

(理事長)